

# アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月施行）

**対象疾患** 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症

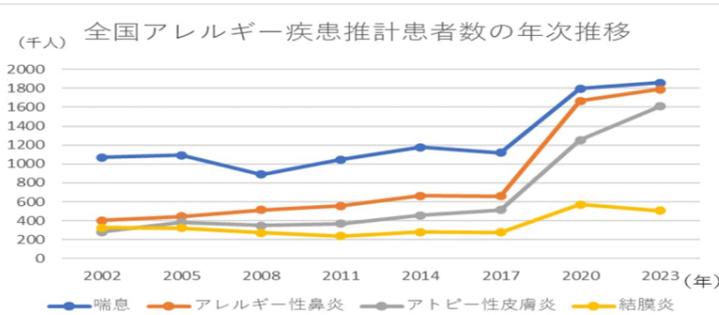
- 基本理念**
- ① 生活環境の改善
  - ② 居住地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な医療の提供
  - ③ 適切な情報の入手、生活の質の維持向上のための支援体制の整備
  - ④ アレルギー疾患研究の推進

アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針（平成29年3月策定、令和4年3月改定）

- 1 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防
- 2 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保
- 3 アレルギー疾患に関する調査及び研究
- 4 その他アレルギー疾患対策の推進

## アレルギー疾患患者の状況・令和2年度策定計画に関する評価

### 目標（1）アレルギー疾患患者数の減少



ア 人口10万人当たりの患者数... (令和2年度策定時目標値) 全国値以下  
 ※参考 2014年全国: 2,052人、兵庫県: 2,542人  
 人口10万人当たりの患者数 (令和5年)

① 東京 7,838人	② 山口 6,099人	⑥ 兵庫 5,241人	全国 4,754人	④⑤ 岐阜 2,837人	⑦ 大分 2,688人
----------------	----------------	----------------	--------------	-----------------	----------------

患者多い ← → 患者少ない

イ 小児人口1千人当たりの患者数... (令和2年度策定時目標値) 全国値以下  
 ※参考 2014年全国: 52.2人、兵庫県: 64.2人  
 小児人口1千人当たりの患者数 (令和5年)

① 東京 232.65人	② 山梨 206.90人	全国 125.03人	⑦ 兵庫 93.65人	④⑤ 大阪 63.00人	⑦ 大分 39.37人
-----------------	-----------------	---------------	----------------	-----------------	----------------

※注1) 患者調査（調査日現在、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設を受療していない者も含む。）の数を算式により推計したもの。）及び人口推計を基に算出。なお、患者調査は令和2（2020）年調査から集計方法が変更あり。  
 ※注2) 対象疾患：喘息、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、結膜炎

### 目標（2）ぜん息死亡率（人口10万人対）の減少

	年	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
兵庫県	死亡者数 (人)	80	80	65	55	53	47	48
	死亡率	1.5	1.5	1.2	1.0	1.0	0.8	0.9
全国	死亡者数 (人)	1,791	1,618	1,480	1,157	1,037	1,004	1,089
	死亡率	1.4	1.3	1.2	0.9	0.8	0.8	0.9

※注3) 人口動態統計を基に算出  
 (令和2年度策定時目標値) 全国値以下 ※参考 2017 全国: 1.4、兵庫県: 1.5

### 目標（3）児童・生徒の食物アレルギーによる死亡ゼロ

→令和2年度策定計画は一定の目標を達成

# 兵庫県アレルギー疾患対策推進計画（第2期） 概要

**計画の趣旨** アレルギー疾患をめぐる課題に的確に対応するため、アレルギー疾患対策にかかる施策の方向性を示し、総合的な取り組みを推進する。

**計画の位置づけ** アレルギー疾患対策基本法第13条に基づく都道府県計画

**計画期間** 2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年

- 基本理念**
- ① 発症・重症化予防及び症状軽減のための施策
  - ② 患者の状態に応じた適切な医療を提供する体制を整備するための施策
  - ③ 患者・家族等を支援するための環境づくりの施策

## 施策の柱Ⅰ

### 発症・重症化予防及び症状軽減のための施策

#### (1) アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及

- ア ホームページを活用した情報提供
- イ 啓発資料等を利用した周知
- ウ 関係機関(団体)が開催する研修会や講演会の案内

#### (2) 生活環境におけるアレルゲン等の軽減

- ア 花粉の発生源対策  
花粉発生源となるスギ・ヒノキ人工林の伐採及び花粉の少ない苗木による植替えを支援
- イ 花粉飛散状況調査及び情報提供  
スギ科、ヒノキ科、カバノキ科、ブタクサ、ヨモギの定点観測(5カ所)を通年で実施し、県ホームページで発信
- ウ アレルゲンを含む食品に対する対策  
・食品表示に係る製造者等への指導  
・アレルゲンを含む食品の収去検査、表示の監視指導
- エ 住居(室内)環境対策及び情報提供  
アレルゲンや増悪因子の軽減対策の情報提供
- オ 大気環境対策及び情報提供  
各地域のPM2.5情報を県ホームページで発信

#### (3) 生活スタイルの改善

- ア 喫煙・受動喫煙の防止対策  
禁煙啓発キャンペーン、条例普及チラシ等の作成配布
- イ 栄養相談、スキンケア相談、ストレス軽減対策  
母子保健事業や講習会等による相談対応

#### (4) 花粉症に対するセルフメディケーションの推進

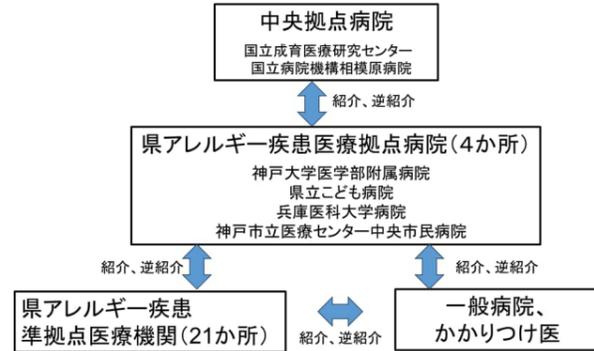
- ア 日常生活における予防対策(マスクの着脱等)
- イ 初期・軽症者のシーズン前から市販薬の使用

## 施策の柱Ⅱ

### 患者の状態に応じた適切な医療を提供する体制を整備するための施策

#### (1) 医療提供体制等の整備

- ア 兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会及び部会の設置  
診療連携体制の在り方、人材育成の検討等
- イ 医療連携体制の整備  
兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院(4カ所)及び兵庫県アレルギー疾患準拠点医療機関(21カ所)の指定



#### (2) 医師等医療従事者の資質向上・人材育成

- ア 診療ガイドライン等の普及
- イ 資質向上のための研修会の実施等  
アレルギーに対応できる専門職増加等を目指した、県拠点病院による医師、薬剤師、看護師、栄養士等を対象とした研修会の開催

【参考】県内アレルギーに関わる専門職数  
 (※1、3は令和6年10月時点、※2は令和6年1月時点)

アレルギー専門医 ※1	小児アレルギー専門家 ※2	アレルギー栄養指導士 ※3
212人	36人	63人
内科 72人	看護師 30人	看護師 54人
小児科 95人	管理 4人	管理 2人
耳鼻咽喉科 17人	栄養士 2人	栄養士 7人
皮膚科 24人	薬剤師 2人	薬剤師 7人
眼科、その他 4人		

#### (3) 専門医・専門医療機関等に関する情報提供

- ア 医療拠点病院等の医療機能情報の公表【拡充】

## 施策実施における大目標

- Ⅰ 県民にアレルギー疾患に関する正確かつタイムリーな情報を広く届ける。
- Ⅱ アレルギー疾患患者への医療提供体制及び相談・支援体制を強化する。
- Ⅲ 災害時のアレルギー疾患患者への支援体制を確立する。

## 施策実施における小目標

- (1) 県ホームページ「アレルギー疾患について」閲覧数の増加
- (2) 食品表示法に違反(アレルゲン表示に限る)した事業者への指示又は命令の年間件数 0件
- (3) 県内全圏域におけるアレルギー疾患準拠点医療機関の整備

- (4) 拠点病院及び準拠点医療機関の医療機能情報公表の充実(公表内容の見直し年1回以上)
- (5) 県内各圏域におけるアレルギーに関する専門職の増加
- (6) 医療従事者等研修会の実施圏域数、初回参加機関数、初回参加者の増加
- (7) 学校・保育所等向け相談事業の件数増加
- (8) 患者やその家族等に対する講習会の実施圏域数の増加

## 施策の柱Ⅲ

### 患者・家族等を支援するための環境づくりの施策

#### (1) 学校や保育所等の各種施設等での対応支援

- ア 学校・保育所等への助言指導  
県拠点病院(専門医、栄養士等)による医学的見地からの助言指導
- イ 学校等の教職員等に対する研修会等の実施  
各地域へのアレルギー専門医等の派遣
- ウ 学校、保育所等へのアレルギー疾患対応マニュアル、ガイドラインの周知
- エ 保育所等の給食施設に対する研修等の実施
- オ 各種施設等に対する研修等の周知【拡充】

#### (2) 多様な相談・照会に対する対応

- ア 相談窓口の設置  
一般相談は各健康福祉事務所(保健所)やアレルギー中心拠点病院、学校関係者等からの相談は医療拠点病院が対応
- イ 患者やその家族等に対する講習会の実施  
正しい知識の普及啓発やメンタル等についての講習会
- ウ 保健所職員等に対する研修等の実施  
患者やその家族等からの相談窓口となる保健所職員等に対する研修会等の実施

#### (3) 災害時における対応

- ア 平時からの体制整備  
・市町等におけるアレルギーに配慮した食品の備蓄、計画的な買替え  
・アレルギー対応食、必要薬剤等の家庭での備蓄に関する周知
- イ 避難所管理者等に対する適切な情報提供  
アレルギー疾患に係る基本的知識やアフィアキ等重症化予防、食物アレルギーに対応しているミルクや食品の情報、食品表示方法等の関係者への周知
- ウ 災害時の栄養・食生活支援  
県栄養士会との協定に基づく避難所や仮設住宅での栄養相談や健康教育の実施、アレルギー対応食品の提供

- (9) 県における災害時のアレルギー疾患患者、家族への対応指針の確立
- (10) 災害時のアレルギー患者への支援体制を整備している(ア、イをすべて満たす)市町の割合の増加  
ア アレルギー対応食の備蓄を行っている。  
イ 避難所でのアレルギー患者の受入体制が整備されている。